

仕 様 書

- 1 業務の名称 令和8年度 中央区地下道清掃業務
- 2 業務の場所 浜松市中央区寺島町地内外
(中心市街地地下道を除く58箇所)
- 3 業務の期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月19日 まで
- 4 業務目的
地下道及びその周辺の衛生的環境等を良好に維持し、常に清潔な状態を保つように努め、利用者が「安全」かつ「安心」して通行できるようにする。
- 5 業務責任者
業務施工にあたり、業務責任者(浜松市が発注する業種3023:その他清掃業務委託を過去5年間で担当した経験があるもの)を定め委託者に届け出ること。ピット清掃時において、業務責任者は、有資格者(「日本下水道管路管理業協会」下水道管路管理技士)が立会い使用機械の操作方法等の指導を行っていることを確認するものとする。
- 6 作業内容
受託者は、業務遂行のため常に適正な人員を配置し、別紙「地下道・ピット清掃基準」以上の清掃を実施するものとする。床面清掃とピット清掃はそれぞれ違う月に実施し、委託者及び受託者の協議のうえ定めること。施設毎の清掃回数は、別紙「地下道一覧表」のとおりとする。
 - (1) 作業時間は8:00~から17:00までの間に行う。
 - (2) 業務の都合により交通規制等の必要がある場合は、事前に委託者に届け指示に従うこと。
 - (3) 側溝清掃車等の作業機械が必要となる場合は、委託者へ届け出ること。
 - (4) 飯田地下道3・4・5号においては防犯設備(カメラ、ブザー)の破損の有無を目視にて確認すること。
 - (5) 上記以外の事項・場所であっても現場の状況に応じ委託者が、清掃管理上必要と認めて指示する場合は受託者との協議のうえで行うこと。
- 7 一般事項
 - (1) 盗難、火災の発生に注意し、作業終了の際は施錠及び火気処理を確認し、ポンプ室等の消灯を行うこと。
 - (2) 不測の事態、緊急を要する事態が発生した場合は、速やかに委託者へ報告し、指示を受けること。
 - (3) 実施にあたり、他の業務(設備関係)との関連を考慮すると共に、電気等の機器に支障を与えないように注意すること。
 - (4) 本業務以外の道路施設等において、不具合や危険箇所を発見した場合は速やかに委託者に報告すること。
報告先 道路施設グループ(中地域(三方原土木分除く)・南地域) TEL457-1018
西土木工事グループ(西地域) TEL597-1129
東土木工事グループ(東地域) TEL424-0398

8 作業道具等諸材料

- (1) 照明器具を除く必要な諸材料は、一切受託者において負担するものとする。
- (2) 業務に使用する洗剤・剥離剤等は、良質なものを使用すること。

9 提出書類

- (1) 「業務完了報告書」(様式 1)
- (2) 「地下道清掃チェックシート」(様式 2)
実施月の翌月に速やかに提出すること。(清掃箇所ごとに写真 2 枚以上添付)

(案)

令和8年度 中央区地下道清掃業務

地下道一覧表

別紙 地下道清掃位置図のとおり

	位置図	地下道名	通行	床面清掃	ピット清掃	備考	連絡先
1	中-1	寺島第二	歩行者	6回	4回		道路施設
2	中-2	第一森田	自転車・歩行者	6回	4回		道路施設
3	中-3	第二森田	車	6回	4回		道路施設
4	中-4	東名葵92(地下道38号)	自転車・歩行者	6回	4回		三方原
5	中-5	東名葵91(地下道36号)	自転車・歩行者	6回	ピットなし		三方原
6	中-6	上島・馬込川右岸	車	6回	4回		道路施設
7	中-7	上島・高砂殿北	歩行者	6回	4回		道路施設
8	中-8	助信駅南	歩行者	6回	4回		道路施設
9	中-9	上野屋家具店前	歩行者	6回	4回		道路施設
10	中-10	高林	歩行者	6回	4回		道路施設
11	中-11	馬込川右岸自歩道	自転車・歩行者	6回	4回		道路施設
12	北-2	三方原	歩行者	6回	3回		三方原
13	南-1	飯田2号	自転車・歩行者	6回	4回		道路施設
14	南-2	飯田3号	自転車・歩行者	6回	4回	防犯設備あり	道路施設
15	南-3	飯田4号	自転車・歩行者	6回	4回	防犯設備あり	道路施設
16	南-4	飯田5号	自転車・歩行者	6回	4回	防犯設備あり	道路施設
17	南-5	飯田6号	自転車・歩行者	6回	4回		道路施設
18	南-6	芳川1号	自転車・歩行者	6回	4回		道路施設
19	南-7	福塚1号	自転車・歩行者	6回	4回		道路施設
20	南-8	福塚2号	自転車・歩行者	6回	4回		道路施設
21	南-9	米津1号	自転車・歩行者	6回	4回		道路施設
22	南-10	米津2号	車	6回	4回		道路施設
23	南-11	米津3号	車	6回	4回		道路施設
24	南-12	米津4号	車	6回	4回		道路施設
25	南-13	米津5号	車	6回	4回		道路施設
26	南-14	倉松1号	車	6回	4回		道路施設
27	南-15	倉松2号	車	6回	4回		道路施設
28	南-16	倉松3号	車	6回	4回		道路施設
29	南-17	倉松4号	車	6回	4回		道路施設
30	南-18	倉松5号	車	6回	4回		道路施設
31	南-19	江之島西	車	6回	4回		道路施設
32	南-20	江之島東	車	6回	4回		道路施設
33	南-21	松島	車	6回	4回		道路施設
34	南-22	松島東	車	6回	4回		道路施設
35	南-23	白羽	自転車・歩行者	6回	4回		道路施設
36	南-25	増楽	車・歩行者	6回	4回		道路施設
37	南-26	可美	自転車・歩行者	6回	3回		道路施設
38	南-27	高塚西	自転車・歩行者	6回	3回		道路施設

(案)

	位置図	地 下 道 名	通 行	床面清掃	ピット清掃	備 考	連絡先
39	西-1	篠原1号	車	6回	4回		西土木
40	西-2	篠原2号	車	6回	4回		西土木
41	西-3	篠原3号	車	6回	4回		西土木
42	西-4	篠原4号	車	6回	4回		西土木
43	西-5	坪井1号	車	6回	4回		西土木
44	西-6	馬郡1号	車	6回	4回		西土木
45	西-7	弁天島駅前	歩行者	6回	3回		西土木
46	西-8	坪井	自転車・歩行者	6回	3回		西土木
47	西-9	舞阪駅前	自転車・歩行者	6回	3回		西土木
48	西-10	吹上	車	6回	4回		西土木
49	西-11	雄踏中学校北	歩行者	6回	3回		西土木
50	西-12	浜松-07	歩行者	6回	3回		西土木
51	西-13	浜松-08	歩行者	6回	3回		西土木
52	東-1	飯田1号	自転車・歩行者	6回	4回		東土木
53	東-2	上島・馬込川左岸	車	6回	4回		東土木
54	東-3	子安	歩行者	6回	3回		東土木
55	東-4	積志	自転車・歩行者	6回	3回		東土木
56	東-5	有玉西	車	6回	4回		東土木
57	東-6	有玉南	歩行者	6回	3回		東土木
58	東-7	流通元町	自転車・歩行者	6回	3回		東土木

・床面清掃…基本的に2か月に1回以上の清掃とする

・ピット清掃…年4又は3回（床面清掃を行う月とは異なる月に行うこと。）

※状況により委託者との協議により変更する場合あり

地下道・ピット清掃基準

区 分		作 業 方 法
地下道	路面 階段 周辺	1. 自在シダ箒等にて紙くず、落ち葉等収集し搬出
	手摺り	1. ウェス等で汚れを除き、アルコール消毒し拭き上げる
	避難灯・照明灯・看板・フェンス等	1. ウェス等で汚れを除く
	防犯設備 (カメラ・ブザー)	1. 目視にて破損がないことを確認する ※不具合がある場合は速やかに委託者に届け指示に従うこと
ピット		1. 高圧洗浄機で土砂等をほぐしながら、強力吸引車にて吸引すること 2. 発生した土砂等は産業廃棄物として処分すること ※危険を伴う作業のため下水道管路管理技士（日本下水道管路管理業協会の資格）が立ち会うこと

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野祐介

住所又は
所在地

受託者

氏名又は
名称

業務完了報告書

浜松市契約規則第37条の規定により、次のとおり業務委託を完了したので、届け出します。

記

業務の名称	令和8年度中央区地下道清掃業務
業務の場所	浜松市中央区寺島町地内外 (中心市街地地下道を除く58箇所)
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
前回までの完了年月日	令和 年 月 日 (月まで)
今回完了年月日	令和 年 月 日 (月分)
契約金額	¥ - (全体)
前回までの受領済金額	¥ - (月まで)
今回の完了契約金額	¥ - (月分)
備考	この業務の従事者に対する賃金等の労働条件や労働環境については、最低賃金法等の関連法令を遵守し適正に確保(した・しなかった)ことを報告する。

(案)

様式2

入札番号		担当課	土木部中央土木整備事務所 道路施設グループ	担当者	
業務名	令和8年度 中央区地下道清掃業務				
請負業者		工期			
地下道清掃 確認事項					
管理番号			清掃日		
番号	項 目			チェック	備考
1	清 掃 確 認	◎ 地下道の路面清掃			
2		◎ 地下道の階段の清掃			
3		◎ 地下道の手すりの清掃			
4		◎ 地下道のピット入口の清掃 (土砂・ゴミ等)			
5		◎ 避難灯・照明等の清掃 (カバー等)			
6		◎ 地下道周辺の清掃			
7		◎ 地下道内のゴミ類の搬出処理			
8	◎ 不具合な避難灯・照明等の連絡				
9	◎ ピット室ポンプ状況				
10					
11					

※上記項目以外で必要項目がある場合は、記入すること。

備考

※ ピット(カギ)